

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	合	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十	

十一 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合  
 指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における共同生活援助サービス費については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	合	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十	

○厚生労働省告示第五百五十一号  
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、四のロ及び五以外については平成十八年十月一日から、四のロ及び五については平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 指定療養介護の施設基準  
 イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1のイの療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第五百二十三号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生活支援員」という。)の員数(生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十一年九月三十日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数と一五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。)が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第4の1の注2に規定する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第4の1のロの療養介護サービス費(II)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準  
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。  
 ハ 介護給付費等単位数表第4の1のハの療養介護サービス費(III)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準  
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。  
 ニ 介護給付費等単位数表第5の1のニの生活介護サービス費(IV)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。  
 ホ 介護給付費等単位数表第5の1のホの生活介護サービス費(V)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三・五で除して得た数以上であること。  
 ヘ 介護給付費等単位数表第5の1のヘの生活介護サービス費(VI)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。  
 ト 介護給付費等単位数表第5の1のトの生活介護サービス費(VII)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四・五で除して得た数以上であること。

イ 介護給付費等単位数表第5の1のイの生活介護サービス費(I)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第5の1の注3に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号又は指定障害者支援施設基準第四條第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を二・七で除して得た数以上であること。  
 ロ 介護給付費等単位数表第5の1のロの生活介護サービス費(II)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。  
 ハ 介護給付費等単位数表第5の1のハの生活介護サービス費(III)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。  
 ニ 介護給付費等単位数表第5の1のニの生活介護サービス費(IV)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三・五で除して得た数以上であること。  
 ホ 介護給付費等単位数表第5の1のホの生活介護サービス費(V)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。  
 ト 介護給付費等単位数表第5の1のトの生活介護サービス費(VI)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四・五で除して得た数以上であること。

チ 介護給付費等単位数表第 5 の 1 のチの生活介護サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を五で除して得た数以上であること。

リ 介護給付費等単位数表第 5 の 1 のリの生活介護サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を五・五で除して得た数以上であること。

又 介護給付費等単位数表第 5 の 1 の又の生活介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ル 介護給付費等単位数表第 5 の 1 のルの生活介護サービス費(Ⅴ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第一号に規定する員数以上であること。

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のイからハまでの施設入所支援サービス費(Ⅰ)、施設入所支援サービス費(Ⅱ)及び施設入所支援サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 前年度の利用者の数(指定生活介護等以外の昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第 2 条第 16 号に規定する昼間実施サービスをいう)に係る利用者)にあっては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下このイにおいて同じ。)の平均値が二十人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上

(2) 前年度の利用者の数の平均値が二十人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、二以上

(3) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、三以上

(4) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ロ 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のロからトまでの施設入所支援サービス費(Ⅳ)、施設入所支援サービス費(Ⅴ)、施設入所支援サービス費(Ⅵ)及び施設入所支援サービス費(Ⅶ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数の平均値が三十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上

(2) 前年度の利用者の数の平均値が三十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、二以上

(3) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、二に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ハ 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のチから又までの施設入所支援サービス費(Ⅱ)、施設入所支援サービス費(Ⅲ)及び施設入所支援サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数の平均値が六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上

(2) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、二に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のルの施設入所支援サービス費(Ⅴ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。

イ 介護給付費等単位数表第 12 の 5 の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等(介護給付費等単位数表第 12 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 短期滞在加算(Ⅰ)を算定すべき場合の施設基準

(イ) 居室の定員が四人以下(指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう)が行う場合)にあっては、原則として四人以下)であること。

(ロ) 居室のほか、次の(ウ)から(エ)までに掲げる設備を有していること。

(ウ) 洗面設備

(エ) 便所

(オ) その他サービスの提供に必要な設備

(カ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。

(キ) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が一人以上配置されていること。

(ク) 短期滞在加算(Ⅱ)を算定すべき場合の施設基準

(イ) (ウ)から(エ)までに掲げる基準を満たしていること。

(ロ) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。

ロ 介護給付費等単位数表第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)を算定すべき場合の施設基準

(イ) 利用定員が次の(ウ)又は(エ)に掲げる精神障害者退院支援施設(介護給付費等単位数表第 12 の 8 の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ウ)又は(エ)に定める基準を満たしていること。

(ウ) 病院の建物内の医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第一号に規定する精神科病棟を転換して設けられたもの(以下「病床転換型」という)。二十人以上六十人以上

下

(イ) 病床転換型以外のもの。二十人以上三十人以下

(ロ) 居室の定員が次の(ウ)又は(エ)に掲げる精神障害者退院支援施設の区分に応じ、それぞれ(ウ)又は(エ)に定める基準を満たしていること。

(ウ) 病床転換型。四人以下であること。

(エ) 病床転換型以外のもの。原則として個室であること。

(イ) 利用者一人当たりの居室の床面積が次の(ウ)又は(エ)に掲げる精神障害者退院支援施設の区分に応じ、それぞれ(ウ)又は(エ)に定める基準を満たしていること。

(ウ) 病床転換型。六平方メートル以上であること。

(エ) 病床転換型以外のもの。八平方メートル以上であること。

(イ) 居室のほか、次の(ロ)から(ニ)までに掲げる設備を有していること。

(ロ) 浴室

(ニ) 浴室

- (イ) 洗面設備
  - (ロ) 便所
  - (ハ) その他サービスの提供に必要な設備
  - (ニ) 日照、探光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。
  - (ホ) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が一人以上配置されていること。
  - (ヘ) 精神障害者退院支援施設加算(ロ)を算定すべき場合の施設基準
  - (ニ) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。
- 五 指定就労移行支援の施設基準
- 介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所の施設基準
  - 精神障害者退院支援施設加算(ロ)を算定すべき場合の施設基準
  - 前号ロの(1)に規定する基準を満たしていること。
  - 精神障害者退院支援施設加算(ロ)を算定すべき場合の施設基準
  - 前号ロの(2)に規定する基準を満たしていること。
- 六 指定就労継続支援B型の施設基準
- 就労継続支援B型サービス費(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所の施設基準
  - 当該指定就労継続支援B型事業所等と置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

○厚生労働省告示第五百五十二号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めることにより算定した単位数等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定めることにより算定した単位数等

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たり障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援(以下「指定重度障害者等包括支援」という。)として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めることにより算定した単位数の合計数とする。

- イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十条に規定する旧施設支援(通所によるものに限る。)(以下「居宅介護等」という。)
- ロ 次(1)及び(2)を合計した単位数
- (1) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)(が行われる時間数を次の(イ)から(ロ)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(イ)から(ロ)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
- (イ) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(が行われる場合 七百単位
- (ロ) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(に行われる場合 七百単位の百分の二十五に相当する単位数を七百単位に加算した単位数
- (二) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(に行われる場合 七百単位の百分の五十に相当する単位数を七百単位に加算した単位数

- (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)(が行われる時間数を次の(イ)から(ロ)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(イ)から(ロ)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
  - (イ) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(が行われる場合 六百八十二単位
  - (ロ) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(に行われる場合 六百八十二単位の百分の二十五に相当する単位数を六百八十二単位に加算した単位数
  - (三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(に行われる場合 六百八十二単位の百分の五十に相当する単位数を六百八十二単位に加算した単位数
- 短期入所(一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合)については、平成二十一年三月三十一日までの間、一日につき六百八十八単位を加算する。
- ハ 共同生活介護(一日につき四百四十四単位に九十七単位を加算した単位数
- 二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たり指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たり提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合)については、四週間当たり提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合は二十八で除して得た単位数とする。

○厚生労働省告示第五百五十三号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第七十一条、第百八十四条において準用する同令第二十二條及び第百四十四條並びに附則第三條第二項及び附則第四條第一項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)附則第三條第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)附則第二條第二項及び附則第三條第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三條第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第七十一条、第百八十四条において準用する同令第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、第一号(障害者自立支援法施行令附則第十一条に規定する厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百三十六号)第二号に掲げる者に係る部分に限る。)(及び第二号から第四号までに掲げる者については平成十八年十月一日から、第一号(同告示第三号に掲げる者に係る部分に限る。)(については平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。)(第百七十一条並びに第百八十四條において準用する指定障害福祉サービス基準第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者
- 二 指定障害福祉サービス基準附則第三條第二項及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)以下「障害福祉サービス基準」という。)(附則第二條第二項に規定する厚生労働大臣が定める者
- 三 障害者自立支援法施行令附則第三條第二項及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)以下「障害福祉サービス基準」という。)(附則第二條第二項に規定する厚生労働大臣が定める者
- 四 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)(第4の1の注2に定める者